

教育課程の見直しに伴う夏季休業日の変更について

尼崎市教育委員会は、令和6年度から次のとおり夏季休業日を変更します。

これまで、本市におきましては、中学校は平成29年度から、小学校は平成30年度から、夏季休業期間を変更して年間授業日数を増やし、弾力的な教育課程を編成することで、学力向上や豊かな教育活動の展開に取り組んでまいりました。

その後、コロナ禍を経て、各市立小・中学校においては、従前の教育活動を見直すことにより、国が示す標準授業時数を十分に確保することが可能となりました。また、学習指導要領の確実な実施とともに、児童生徒用タブレット端末等のICTを活用した学びの充実も進んでまいりました。さらに、昨今の酷暑による学習活動中、登下校時の熱中症等の対策の必要性も生じてきました。こうした状況を踏まえ、夏季休業期間を4日延長します。

1 対象校

市立小学校及び中学校 59校(琴城分校を含む)

2 変更する夏季休業日

(現 行) 7月21日～8月24日

(変更後) 7月21日～8月28日 ※夏季休業期間を4日延長

3 その他

(1) 令和6年度 各学期の始業式は次のとおりです。

学期	始業式
1学期	令和6年4月 8日(月)
2学期	令和6年8月29日(木)
3学期	令和7年1月 8日(水)

(2) 令和6年度から、中学校の卒業証書授与式を、兵庫県公立高等学校入学者選抜学力検査日後の日程で行います。

以 上